

I 医療機関の名称

長野県厚生農業協同組合連合会
北アルプス医療センター白馬診療所

II 所在地

長野県北安曇郡白馬村大字神城21551番地
TEL 0261-75-4123 Fax 0261-75-4182

III 保険医療機関番号 2 9 1 7 1 4 8

IV 管理者 下里 修一

V 診療従事者（医師）

下里 修一
木村 知子

**VI 標榜科 内科、腎臓内科、透析内科、消化器内科、
循環器内科、外科、整形外科、精神科、
リハビリテーション科、放射線科**

VII 診療時間

月～金：8時30分から17時00分
土 ：8時30分から12時30分（第1・3土曜日）

VIII 休診日

日曜日、国民の祝日、第2・4・5土曜日
5月1日、年末年始（12月30日から1月3日）

1) 指定機関

- 健康保険法による指定医療機関
- 生活保護法による指定医療機関
- 障害者総合支援法による精神通院医療指定医療機関
- 労働者災害補償保険法による指定医療機関
- 結核予防法による指定医療機関
- 地方公務員災害補償基金指定医療機関
- 身体障害者福祉法による指定医療機関
- 特定疾患治療研究事業の実施委託医療機関
- 難病指定医療機関
- 指定小児慢性特定疾病医療機関
- 感染症法による第二種協定指定医療機関

2) 当院は「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に基づき、次の事項について届出を行い算定しています

機能強化加算、外来感染対策向上加算、連携強化加算、医療DX推進体制加算、院内トリアージ実施料、別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、CT撮影及びMRI撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)、運動器リハビリテーション料(Ⅱ)、人工腎臓、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

3) 当院では使用量・利用回数に応じた実費を負担いただいている項目は、次のとおりです (消費税込)

病院様式診断書・証明書、特別診断書	1通	2,200 円	おたふく予防接種	1回	5,280 円
診断書・証明書(生命保険)	1通	5,280 円	はしか予防接種	1回	3,850 円
診断書・証明書(JA用)	1通	4,950 円	肺炎球菌ワクチン接種	1回	8,066 円
診断書(身体障害者)	1通	4,950 円	麻疹・風疹(MR)ワクチン予防接種	1回	9,449 円
診断書(年金)	1通	4,950 円	A型肝炎ワクチン	1回	7,700 円
死亡診断書	1通	5,500 円	B型肝炎ワクチン	1回	5,500 円
死亡診断書(JA用)	1通	5,500 円	血液型ABO(RH)検査	1回	770 円
後遺症診断書	1通	4,400 円	ノロウイルス検出検査(RNA)	1回	16,500 円
後遺症診断書(JA用)	1通	4,950 円	ノロウイルス検出検査(EIA)	1回	3,850 円
医療費証明書	1通	550 円	死後の処置料		7,667 円
特別診断書(施設入所用)	1通	2,420 円	診察券再発行代	1枚	110 円
自賠用後遺障害診断書	1通	6,000 円	往診・車代	1km当たり	30 円
面談料(30分:保険会社等)	1回	5,500 円			
(以降、30分を超える場合30分毎加算)		5,500 円			

尚、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用徴収や、「施設費管理費」等のあいまいな名目での徴収は認められませんので当院では一切行っておりません。

4) 当院は診療情報開示を行っています（消費税込）

開 覧	謄写に係る1枚につき	15 円
診療経過の要約書交付		5,500 円
診療録（カルテ）等（写）	1枚につき	15 円
検査記録、検査成績表（写）	1枚につき	15 円
レントゲン写真（写）	1枚につき	660 円
CT、MRI等画像写真（写）	1枚につき	660 円
CT、MRI等画像（写）CD－Rの場合	1枚につき	1,100 円
開示手数料	1回につき	2,200 円

5) 当院は、医療費の内容について詳細な明細書を交付する体制があります

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、平成22年4月1日から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください

6) 後発医薬品の使用を積極的に推進しています

当院では、外来診療において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に行っています。また、使用にあたっては後発医薬品の品質・安全性、安定供給等の情報を収集・評価し、採用決定する体制を整えています

7) 当院は、地域におけるかかりつけ医とし次の機能を有しており、初診時に「機能強化加算」を算定しています

他の医療機関の及び処方されている医薬品の把握・必要な服薬指導、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じた専門医又は、専門医療機関への紹介を行っています。

※かかりつけ医の機能は、「ながの医療情報N e t」（医療機能情報提供制度）で検索できます。